

令和元年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和2年1月23日（木）

午後2時開始

豊明市役所新館1階 会議室4

令和元年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和2年1月23日（木） 午後2時から
市役所新館1階 会議室4

出席者	公益代表	加藤誠（会長）	松本昇（副会長）	川辺二三子
	保険医・薬剤師代表	松森正起（歯科医師代表）	太田満（薬剤師代表）	
	被保険者代表	田口一子	今井和子	山田千宏
	保険者代表	豊明市長	小浮正典	
	事務局	健康福祉部長	伊藤正弘	
		保険医療課長	伊藤克代	
		保険医療課	（栗田久美子）	

傍聴者 0名

令和元年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を令和2年1月23日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、下記のとおりです。

議題

- （1）令和2年度国保事業費納付金 本算定結果について
- （2）令和2年度国民健康保険税の税率改定等について
- （3）その他

開始 午後2時

進行（課長）

本日は雨降りで足元がお悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和元年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、傍聴希望の方は今のところお見えになっておりません。もし、見えましたら、会長にお諮りした後に入っていただくこととします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

みなさま、こんにちは。大変お忙しい中、また足元のお悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度の第3回の国民健康保険運営協議会となります。今日がある意味本番といたしますか、来年度の国民健康保険の税率の改定をどれが適正なのか、みなさんにご審議いた

だいて決めていく場となっております。資産割を3年かけてなくすことについては、資産をもってらっしゃっても所得のない方からすると資産割が課税されると生活がやっ
ていけないということもありますので、資産割をなくす方向でずっと進めてまいりまし
た。来年度、いよいよ資産割をゼロにする形になって、所得割や均等割などを一定程度
増やさないといけないのですが、どのくらいだったら市民の方々にご納得いただいて、
生活にそれほど支障がない状態でやっていけるのか、そういったことを十分ご審議いた
だきたいと思います。それぞれの立場からみなさまご参加いただいておりますので、ど
うぞ忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

委員

最初に、市長さんが見えるときに申し上げたいのですが、よろしいですか。

市町村の国民健康保険は、年齢構成が高く医療費水準が高いという構造的な課題を持
っている。また、職業構成の特徴を見ると、無職（年金生活者など）・被用者（非正規
雇用など）が増えている。所得水準が低く、保険料負担が重いなど、財政的基盤の強化
が必要とされている。全国知事会・市長会・町村長会などでは、この国保の構造的な問
題解決に向け、一層の国費投入を行い、国が財政責任を果たすことを求めています
が、市長さんも市長会などで大いにお願ひしていただきたい。

市長

おっしゃるとおりです。毎回、必ず、全部の会議で議題に挙がるのはこれです。県の
市長会、東海地区市長会、全国市長会、いずれも中心議題の1つに必ず挙がる状態にな
っています。間違いなく、委員のおっしゃるとおりだと思います。

委員

よろしく願ひします。

事務局

それでは、本日用意しております議題に、国民健康保険税の税率等改定についてとい
うものがありますので、これに関しては、市長からの諮問事項となります。市長より諮
問書を会長へお渡しいただきます。

（ 市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す ）

（ 委員へ諮問書の写しを配布 ）

本日の案件については、協議いただいた結果につきまして答申書としてまとめ、後日会長から市長へ答申書を提出していただきます。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

(市長退席)

進行（課長）

なお、本日は、保険医・薬剤師代表の永田委員から欠席のご連絡をいただいております。過半数以上の出席でございますので、運営委員会規則第5条により、会議は成立いたします。

ではこれより、会長に議長になっていただきまして、会議を進めていきます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

今から1時間の中で熱い審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今、諮問書をいただきました。この中で資産割については、市長がおっしゃったとおり、なくなる形となっております。これについては、前回までの会議の中で進めてきて、今年度審議する内容としては、これをゼロにする方向で進めているということで、ご了承いただきたいということです。

委員もおっしゃられたように、受け取る側が多くて、金額も多いし人も多い、負担する側が少ない、こういう問題は発生する内容でございますし、よく言われる2025年問題、2025年には団塊の世代の方が全て75歳以上の後期高齢者になり、これを負担する側の労働者は当然減少する、こういった中での審議でございます。今、委員がおっしゃったように、国が何とかしてほしいということも出てくる内容であると思います。将来的には保険医療サービス、介護サービスを一本化する総合保険のほうへ切り替えられていくのかなとも思いますけれども、このような状況の中での令和2年度の国保税率等の設定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

まず、運営協議会規則第8条の規定によりまして、議事録の署名者について委員2名を指名させていただきます。被保険者代表の今井委員と公益代表の川辺委員、この2名の委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿います。議題の「(1) 令和2年度国保事業費納付金本算定結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局説明

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資料の確認)

では、資料に沿って説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎本算定の前提条件

- ・診療報酬改定を影響し、医療給付費は仮算定時より若干増。
- ・確定係数により、1人あたりの給付見込みや負担見込みが増額し、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金も仮算定より増。
- ・介護納付金は、第2号被保険者数の減補正が認められ仮算定よりは減っているが、平成31年度本算定よりかなり増えている。

◎本算定結果について

- ・令和2年度国保事業費納付金(豊明市分)は約17億4,200万円。1人あたり139,973円で、平成31年度本算定と比較し3,784円の増。全体の額は被保険者数の減により8,500万円ほど減額した。
- ・仮算定と比較し、1,100万円ほど増額した。本算定での激変緩和額が仮算定より大幅に減ったため。
- ・激変緩和額が減った理由は、医療給付費が伸びたことで平成28年度からの自然増が伸び、激変緩和の対象となる一定割合が上がったことによる。激変緩和対象団体数も減り、国からの激変緩和財源のうち約半分(7.6億円)を県全体で減算、特例基金(3.3億円)の活用も令和3年度以降へ繰越すこととなった。

会長

ありがとうございました。何かご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本算定の結果を踏まえたうえで「(2) 令和2年度国民健康保険税の税率等改定について」事務局案の説明をいただきたいと思います。

委員

すみません、その前に。

会長

はい、どうぞ。

委員

他市の場合ですが、「国保加入者のうち、国の法定軽減世帯は全員が市独自の保険料減免制度の対象となるが、申請が必要なため、減免適用率は32%に留まっている。要請では、減免制度に該当する全世帯に自動的な適用を求めた。担当者からは「他都市でできているなら検討してほしい」「自動減免や申請書同封など現場でも声がある」という話があるのですが、てっきり減免措置というのは自動的にやっているものだと思っていたのですが、豊明市の場合はどういうふうな扱いになっているのですか。申請がなくても減免措置は当然されているものだと思っていたのですが、ある市はそうではないと、申請制度であるということですが、豊明市の場合はどうなのですか。

事務局

法律で定められた低所得の方に対する軽減、減免とは区別して法定軽減といますが、所得が一定金額以下の世帯に対して均等割額と平等割額を7割・5割・2割を軽減する法定軽減については、申請は必要なくて、保険税を賦課するために所得を把握した段階で自動的に軽減をかけております。

減免というのは、豊明市の場合、災害や失業などによる収入減、長期療養、障がい者やひとり親の方など、特定の理由がある方について減免することとしているので、申請がないと、減免の理由に該当するかどうか把握できない。

今紹介された事例のところは、特定の事情によるものではなく、所得状況のみで法定軽減に上乘せの減免制度を持ってらっしゃるのではないのでしょうか。減免の種類や内容は市町村ごとに決めているので、財政的に余裕があるところなどでは法定軽減にプラスしてさらに減免しているところはあって、それについて、申請が必要だったり、自動に減免したりと、やり方もそれぞれの市町村が決めることなので、申請なしで自動的に適用してほしいという要望なのかなと推測します。

委員

どこの市でも所得は把握するから、低所得の方の法定軽減は自動にかかるのは事実なのですね。プラスアルファの部分のことなのですね。ありがとうございました。

会長

それでは、よろしければ、(2)に入らせていただきます。よろしいですか。
事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、令和2年度の国民健康保険税の税率等改定について、ご説明します。

(資料に沿って説明)

◎令和2年度国民健康保険税の税率等改定について

- ①課税限度額の引き上げ（国基準に合わせる）
- ②資産割の廃止（平成28年度より段階的に低減してきたことの最終形）
- ③課税水準の引き上げ

以上の3点を実施する。

◎税率検討時における考え方

- ・引き上げ水準の上限を事業費納付金1人あたり金額の伸び率までとする。
賦課総額で1.3%増を目指して税率等試算。
- ・急激な負担増を緩和するため国保財政調整基金を活用する。
前年と同額を見込む。
- ・決算補てん目的の一般会計からの繰入金は削減していく。

*資産割廃止と引き上げ改定を併せて行うため、特に均等割額の引き上げ幅が大きくなることから税率等調整し、賦課総額(低所得者軽減前)で1.12%の伸び(平成31年度ベースでの試算)、決算補てん目的の繰入金は1人あたり約1,800円減となる見込み。

*税率改定の影響額として、1人あたり課税額(低所得者軽減後)が668円の増、0.7%の伸びとなる見込み。実際の課税額はケース(資産の有無、年齢、加入者数など)によって一人ひとり違ってくる。

*各税率等について、標準保険料率と比較し、医療分の平等割以外は標準保険料率に足りていない状況となっている(足りない分が繰入金で補てんされている)。特に介護分が足りていないので、介護分の税率等上げ幅を医療分・後期分より多めにしている。

会長

ありがとうございました。令和2年度の国民健康保険税の税率等改定について、ただいま説明をいただきました。この内容の中で、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員

結局、資産がなくて、介護保険分がある人が増額になるということですか。

事務局

そのパターンの人が一番負担増になると思います。

委員

いままでに、これは高いぞと、不服の申し立てのあった人はあるのでしょうか。

事務局

平成30年度から毎年税率改定を行っているのですが、思ったほど苦情はきていません。もちろんゼロではないですが。みなさん、そのまま納付していただいております。

収納率も平成 29 年度から平成 30 年度で上がっております。今年も昨年同時期と比較してプラスとなっております。

委員

納付率はどれほどですか。

事務局

現年度分のみでの収納率で、平成 29 年度決算で 91.8%でしたが、平成 30 年度決算では 92.6%とアップしました。今年度の資料は手元になくて具体的な数字は言えませんが、毎月ごとの今年と昨年の収納率を比較すると、少しずつプラスの数字で推移しております。債権管理課が頑張っていてやっていただいている、もちろん私どものほうでも口座振替を原則化し、振替率をあげるよう頑張っている。少しずつ、収納率を上げる努力はさせていただいております。

委員

ありがとうございました。

会長

そのほか、どうでしょうか。

何かご質問でも結構ですし、どうでしょうか。

ご意見でも結構でございます。

無いようでございますけれども、どうでしょう。これで決を採らせていただくこととしてよろしいでしょうか。

諮問でございますので、市長に対して答申をしていきますので、その答申の内容に決定が必要でございます。決を採らせていただきますがよろしいでしょうか。

(委員一同同意)

それでは、諮問事項でございますので、どのような形で答申をするのかということでございますけれども、原案のとおり了承する形で答申することとしてよろしいかどうかという確認をとりたと思います。

ただいま、諮問書は事務局が読み上げたとおり、限度額とそれぞれの税率等についてこのとおりの内容で了承し、答申していく形でよろしいかどうかの決を採ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(委員一同挙手)

ありがとうございました。全員賛成でございます。

この諮問事項につきましては、原案のとおりで了承したということで決定させていただきます。

また、ご質問だけでしたので、付帯の意見もございませんでしたので、このとおり、諮問に対して答申をさせていただきたいと思っております。よろしかったですか。

(委員一同同意)

ありがとうございました。

そのほかに何か、ご質問等あれば、お伺いさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

では、事務局お願いします。

事務局

それでは、議題のその他ということで、資料に沿ってご説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎赤字削減・解消計画の変更について

- ・平成 30 年度以前(国保制度改革前)の豊明市国保の財政状況として、医療費水準は高いが保険税水準は低く、医療給付費の支払いに不足する分を一般会計からの繰入金で補てんしていた。
- ・平成 30 年度国保制度改革で、決算補てん目的の繰入金は解消すべき赤字と定義され、計画的・段階的な削減・解消を求められることになった。
- ・解消すべき赤字額は、平成 28 年度決算での決算補てん目的の繰入金で、約 3 億 6,300 万円。計画期間は 6 年間だが、本市は 10 年程度で解消を目指す。
- ・赤字削減のため、適正な保険税賦課(税率見直し)、収納率の向上などに取り組む。ただし、急激な負担増とならないよう、年度間の平準化に考慮する。
- ・平成 30 年度当初の赤字削減・解消計画として、平成 30 年度の削減予定額はゼロ、平成 31 年度から平成 35(令和 5)年度までは毎年 4,100 万円の削減予定とした。
- ・平成 30 年度決算の結果、平成 30 年度に 7,400 万円ほどが削減できたので、当初の削減計画を変更し、翌年からの削減額を 4,100 万円から 3,100 万円に縮小することとした。

◎今後の制度改正(令和2年度税制改正)について

- ・国保税の賦課限度額(国基準)が、令和2年度課税分から、医療分を63万円(現行61万円)に、介護分を17万円(現行16万円)に引き上げられる。この改正について、豊明市は令和2年度に条例改正をし、令和3年度課税分から適用する予定。
- ・国保税の減額(5割軽減、2割軽減)の対象となる基準所得を拡大する。被保険者数に乘じる金額を、5割軽減で28.5万円(現行28万円)、2割軽減で52万円(現行51万円)とする。この改正について、豊明市は令和2年3月末に専決で条例改正し、令和2年度課税分から適用する予定。
- ・軽減判定所得の算定における基礎控除基準額を43万円(現行33万円)に引き上げ、被保険者のうち給与所得者と公的年金受給者の数の合計から1を減じた数に10万江を乗じて得た額を加える。この改正は、令和3年度課税分から適用となるもので、豊明市についても令和2年度に条例改正し、令和3年度課税分から適用する。

会長

すべてを通じて、ご質問などがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。特にないようでございますので、これで本日の運営協議会を終了とさせていただきます。

今後のことについて、事務局お願いします。

事務局

今回の諮問に対する答申書については、先ほど原案のとおりとのことでしたので、会長と事務局とで作成し、後日、会長から市長へ答申書を渡していただくこととします。みなさんには、答申書の写しを送付させていただきますので、そちらでご確認をお願いします。

会長

それでは、慎重審議ありがとうございました。今日の運営協議会を終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後3時

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。
